



定期刊行 毎月10日
1部 8円
発行人 村上智志
編集責任 情宣部
〒981-8545
仙台市青葉区柏木一丁目2-45
宮城県教職員組合
電話 (234) 0141, 4161
FAX (274) 2130
E-mail miyakycso@mtu.or.jp

号 外

分会長様 回覧をお願いします
「人事交渉」の案内 発行：宮教組
2015年10月5日

被災校と児童増の学校に配慮し、加配の継続・増員を！

人事異動等勤務条件に関する県教委交渉(案内)

右記のとおり、人事交渉を行います。現場からの参加をお願いします。参加できない方は現場の声、要求を本部・支部までお寄せください。

日時：10月22日(木)
16時30分～18時00分

*16:10 県庁2階第2入札室集合

場所：県庁2階 第2入札室

※職専免にはなりません。年休での参加です。

【今年度の交渉の重点】

<人事異動の原則>

①「納得と合意」の原則の確認

※昨年回答→県教委の異動方針と異なる異動方針を定めないよう県教委として指導している。「本人への丁寧な説明と本人の納得」が前提であること。トラブルが起きないようにするが、生じた場合は、事務所・地教委・校長段階で、組合と誠意を持って解決にあたるようにする。

- ②被災地での異動は必要最小限にとどめるとともに、学校・地域、本人の被災状況や希望に応じた配慮を行うこと。統合する学校においては、本人の希望を尊重し柔軟な人事を行うこと。特に、震災による統合の場合は、児童生徒へのケアの観点から十分な配慮をすること。教育復興加配(震災加配)を増員すること。統合校には、統合加配のほかできるだけ多く加配をつけること。統合加配は統合後1年ではなく2年以上の継続ができるようにすること。

<再任用の義務化に関わって>

- ④「接続型」の再任用は、希望者全員を任用すること。また、「従来型」を含め、再任用はすべて定数外とするよう国に求めること。少なくとも「短時間勤務」者を定数外とすること。「短時間勤務」を希望する者は、希望通り任用すること。

<その他>

- ⑤「ハラスメント」言動が見られた管理職や信頼度の低い管理職には厳しく指導すること。
⑥採用試験について「一定期間の講師経験と前年度等の1次試験合格者に対する“1次試験免除”」をすること。講師が異なる事務所に継続任用される際も社会保険が継続するようにすること。

人事交渉に参加します 分会名() 名前()

宮教組へこのままファクスして下さい。022-274-2130

◆10月13日(火)まで報告ください。